

2022年（令和4年）4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

行政のデジタル化の推進に関することに係る  
コンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）3月28日付けで諮問（第1131号）された行政のデジタル化の推進に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市における行政手続のオンライン化にあたっては、2015年（平成27年）3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で答申されたシステム（以下「電子申請・届出システム」という。）を利用しているが、オンラインで手数料等を徴収する機能を設けていない。

電子申請・届出システムの機能が拡張され、複数の決済手段に対応したオンライン決済システム（以下「オンライン決済システム」という。）との連携が可能となったことから、本市においても行政手続のオンライン化推進のため、電子申請・届出システムの機能拡張及びオンライン決済システムの導入を行うこととした。

以上のことから、既に答申を受けている電子申請・届出システムの

機能拡張をすること及びオンライン決済システムにおいて利用者が個人情報を入力することとなることから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第 18 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理を行う必要性

利用者の利便性の向上及び、窓口における対面対応減少による新型コロナウイルス感染症等の感染のリスクを軽減することにもつながることから、手数料の徴収が必要な行政手続のオンライン化が必要である。そのためには、電子申請・届出システムの機能拡張及びオンライン決済システムを導入し、利用者情報をクラウドサービスでコンピュータ処理を行う必要がある。

(3) システムの概要及び取り扱う個人情報

ア 電子申請・届出システム及びオンライン決済システムの概要

電子申請・届出システムにおいて手続を行った際、手続画面に表示されたボタンを選択すると、電子申請・届出システムからオンライン決済システムに利用者の手続固有の番号（以下「整理番号」という。）を送信し、オンライン決済システムに支払画面が表示される。利用者は表示された画面において、クレジットカード番号などの決済に必要な情報を入力する。入力が終わり、決済が完了すると、オンライン決済システムから整理番号と決済が行われた情報が電子申請・届出システムに送付され、電子申請・届出システムの決済状況のステータスが更新される。

オンライン決済システムについては、SBペイメントサービス株式会社がネットワーク経由で提供するクラウドサービスを使用する。データセンターは国内に構築されている。今回導入する決済手段は、クレジットカード決済及び PayPay 及び ApplePay の 3 決済手段とする。

イ 新たに取り扱う個人情報

利用者の整理番号、必要決済額、決済状況、決済方法、決済日並びにクレジットカード番号、有効期限及びセキュリティコード

(4) コンピュータ処理を行う内容

ア 電子申請・届出システムからオンライン決済システムへの連携

電子申請・届出システムにおいて、手数料等の徴収が必要な手続が受理された後、オンライン決済システムへ決済情報として、整理番号及び必要決済額のデータが送付される。

イ 利用者による支払

利用者は、オンライン決済システムにおいて決済手段を選択し、決済を行う。決済処理完了後は、決済システムから電子申請・届

出システムに整理番号、決済手段及び決済日の情報が送信される。  
各決済手段における流れは次のとおりである。

(ア) クレジットカード決済

オンライン決済システムでクレジットカード番号、有効期限及びセキュリティコードを入力する。

(イ) PayPay 及び ApplePay 決済

各決済アプリケーションに整理番号及び必要決済額が送信され、各決済アプリケーションが起動し、決済を行う。

ウ 電子申請・届出システム担当者による支払情報管理

手続所管課の担当者は所管する電子申請・届出システムで、決済情報を確認する。

エ オンライン決済システム管理者による支払情報管理

オンライン決済システムの管理はデジタル推進室のデジタル推進担当のみで運用を行う。管理画面においては決済情報の統計管理等を行い、この統計情報をもとに手数料に関する歳入歳出の財務処理を行う。氏名、住所、手続名といった情報はオンライン決済システムで扱うことはなく、管理画面ではクレジットカード情報は表示されない。

(5) 決済機能利用対象機関

藤沢市個人情報の保護に関する条例第4条に規定する実施機関のうち、市長及び農業委員会が当該電子申請・届出システム及びオンライン決済システムの利用対象となる。

(6) 安全対策について

ア 本市の安全対策

(ア) オンライン決済システムの利用は、ログイン ID、パスワードで管理し、デジタル推進室長が任命したデジタル推進室の担当者のみが取り扱うこととする。

(イ) オンライン決済システムのパスワードは1年に1回を目途に更新する。また、担当者の異動があった際は、直ちに更新する。

(ウ) 取り扱うすべての情報に対し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を徹底する。

(エ) システムにログインする端末は、各課等の執務室内の端末に限定し、利用する端末はワイヤーロックで施錠する。

イ オンライン決済システムの安全対策

(ア) PC・スマートフォンから入力する情報は、全てTLSによる暗号化通信に対応しており、セキュリティの確保された安全な通信手段により第三者によるデータの盗用・改ざん、なりすましを防止し、データを防ぐことができる。

- (イ) 国際基準のセキュリティ規格に準拠
  - a 「PCIDSS Ver. 3.2.1」適合
  - b 「ISO/IEC 27001 (ISMS)」認証取得
  - c 「プライバシーマーク」認定取得
- (ウ) プライバシーポリシーを掲げ個人情報の利用目的や取扱方法等について適切な対策を講じている。
- (エ) 本市とオンライン決済システム事業者の契約が終了したときは、データセンターに収集された個人情報を確実に廃棄する。ただし、決済履歴については一定期間バックアップデータとして保持される。

#### ウ 電子申請・届出システムの安全対策

##### (ア) ネットワーク

利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W（ファイヤーウォール）等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防いでいる。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用している。システムのログインには、F/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても、F/W等によるセキュリティ管理が行われている。

##### (イ) 施設要件

システムのインターネットデータセンター施設は、LGWAN-ASPの必要条件を満たしている。

##### (ウ) 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっており、運用・保守業務については、SLM（サービスレベルマネジメント）を行っている。

SLMについては、ISO 9001に適合するよう管理策を講じ、運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策については、ISO/IEC 27001 (ISMS)に基づく体系的な管理策を講じている。また、プライバシーマークも取得している。

#### (7) 契約方法

##### ア 電子申請・届出システム

新たに藤沢市と電子申請・届出システムの事業者で電子決済機能導入に関する設定業務委託契約を行う。

この際、個人情報に関する取扱いについては、既に締結している「神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報等の取扱いに関する協定書」が適用される。

イ オンライン決済システム

SB ペイメントサービス株式会社の用意する利用規約に基づき、利用申し込みを行う。

(8) 実施時期(予定)

2022年(令和4年)9月

(9) 添付資料について

ア システム構成図

イ 電子申請サービス電子収納導入設定業務委託契約書(案)

ウ 神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム共同利用に関する協定書(写)

エ 神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報等の取扱いに関する協定書(写)

オ オンライン決済システム利用規約(抜粋)

カ SB ペイメントサービス株式会社プライバシーポリシー

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

利用者の利便性の向上及び、窓口における対面対応減少による新型コロナウイルス感染症等の感染のリスクを軽減することにもつながることから、手数料の徴収が必要な行政手続のオンライン化が必要である。そのためには、電子申請・届出システムの機能拡張及びオンライン決済システムを導入し、利用者情報をクラウドサービスでコンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(6)のアからウに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本市における安全対策

(ア) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(ア)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(イ)

(ウ) 日常的な安全対策

ア(ウ)、ア(エ)

イ オンライン決済システムの安全対策

(ア) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

イ(イ)、イ(ウ)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(ア)

(ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

イ(エ)

ウ 電子申請・届出システムの安全対策の安全対策

(ア) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

ウ(イ)、ウ(ウ)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ウ(ア)

(ウ) データの安全性を高めるための措置

ウ(ア)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上